

### 第三者評価結果

事業所名：横須賀市療育相談センター

#### A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a
<コメント>	
センターでは、子どもや保護者の意向を尊重し、必要な情報提供と選択肢を提示して主体的に意思決定ができるように支援しています。通園の利用など支援の方法を決定する際には、保護者の思いを傾聴して、子どもの状況を伝えていくつかの選択肢を提案して相談にのり、保護者が自己選択できるように支援しています。通園では、子どもが楽しく通園できるよう、成功体験を重ねることで自信につながるようプログラムを工夫しています。保護者から子どもの好みを聞き取り、複数のおもちゃを呈示して選択するなどの活動に取り入れています。複数の遊びを用意するなど子どもが自己選択できる機会を多く設定し、子どもが選択して言葉で伝える練習を重ねることで、主体的に取り組めるように支援しています。言葉でのコミュニケーションが難しい子どもには、絵カードや写真、実物等を用い、子どもの表情や仕草などから子どもの思いを汲み取り、希望に沿った活動ができるようにしています。保育園・幼稚園と併行通園しているクラスでは、じゃんけんや順番を決めたり、鬼ごっこなどルールのある遊びを取り入れるなどし、主体性を育てています。	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<コメント>	
倫理綱領と「横須賀市子どもの権利を守る条例」の逐条解説をセンター内に掲示し、職員に周知しています。研修委員会による人権研修を定期的実施し、職員が意識して職務にあたるようにしています。「身体拘束等の適正化のための指針」を整備し、外部講師による身体拘束の全体研修をするとともに、各課でも確認しています。職員は子どもと保護者の様子を見守り、虐待等の早期発見に努めています。虐待等不適切な養育を疑われるケースについては管理職会議で情報共有して対応について協議し、必要に応じて関係機関と連携する体制を整えています。同じ「はぐくみかん」内にこども家庭支援センターが入っていて、迅速に連携して対応することができます。利用者に対しては、重要事項説明書に対応方法を記載し、利用開始時に保護者に説明しています。通園バス使用時の腰ベルトの使用等については、医師や理学療法士などの専門職も参加して安心・安全面など様々な視点から確認・検討し、保護者にも確認して通所支援計画に記載し、実施しています。今年度、虐待防止委員会を発足し、今後は定期的に開催していく予定です。	

#### A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<コメント>	
新規利用時には、ソーシャルワーカーが面談し、子どもの生育歴や心身の状態、家庭の状況、保護者の要望等を聞き取ってアセスメントをし、医師の診察前に、心理職が発達・心理評価をしています。医師の診察前に発達・心理評価をすることで、早期に支援を始められるようにしています。地域で実施している親子教室には、医師の診察なしで参加することができます。通園では、一人ひとりのニーズに合わせて個別療育目標を設定し、一人ひとりの自律・自立生活に向けた支援をしています。子どもの発達特性や年齢、保護者の就労や保育園・幼稚園との併行通園などを考慮し、週1回～週5回の多様なクラスを用意しています。保育室に、数字や絵カード、写真等を用いてその日の予定を分かりやすく掲示し、担当が子どもに合わせて説明して一緒に確認し、子どもが理解し、納得して次の活動に移れるよう支援しています。できたことは褒めて評価をし、段階的に次の活動につなげることで、子どもができることを増やせるように支援しています。通園のラウンジや診療所の待合スペースに福祉制度や社会資源についての情報を掲示するとともに、ソーシャルワーカーによる制度の活用や各専門職による自助具や車椅子、座位保持椅子等の選定、住宅改修についての相談など、個々に応じた支援をしています。	

<b>【A4】</b> A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
---	---

<コメント>  
 子どもの発達状況を踏まえて、各診療科の専門医の治療方針に基づき、心理職、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士等の専門職が検査・評価を実施して、個々の状況に応じた支援をしています。通園では、絵カードや写真、文字、実物など視覚的で分かりやすいコミュニケーション方法を工夫し、子どもが理解して見通しを持ち、コミュニケーション能力を高められるように支援しています。意思表示が難しい子どもには、職員間で連携して子どもの様子を観察して、視線や身振り、表情の変化など個々の子どもに合わせたコミュニケーションの方法を探り、子どもが理解できるコミュニケーション手段を獲得できるように支援しています。理解、表出とともに対人についての目標も設定し、おもちゃなどを自分で選択して意思表示したり、自分の意思を担任に伝えるなど、人と関わる経験を重ねられるようにしています。コミュニケーションの幅が広げられるよう、タブレット等のコミュニケーション機器も利用しています。外国籍の保護者に対して医療通訳や自動翻訳機を用いるなど、コミュニケーションを取るのが難しい保護者に対する配慮もしています

<b>【A5】</b> A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a
---	---

<コメント>  
 ホームページ、パンフレットにいつでも相談に応じる旨を記載し、ソーシャルワーカーを複数配置して相談に応じる体制を整えています。保護者からの相談はソーシャルワーカーや担任だけでなく、職種を問わず関係する職員がいつでも対応しています。必要に応じて心理職等の各専門職の面談の機会を設けています。ラウンジや外来の待合室に行政や関係機関の情報や制度の紹介、地域資源など様々な情報を掲示し、必要な保護者には個別にも提供し、利用者自らが選択できるようにしています。通園では、年3回個別療育面談を行うほか、連絡帳や日々の会話で保護者の状況を把握し、必要に応じて面談を設定して相談に応じています。療育面談では、子どもの育ちや子どもの取り組みの様子について話し合い、個別療育目標・通所支援計画の確認や振り返りを保護者と一緒に行っています。

<b>【A6】</b> A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a
---	---

<コメント>  
 通園では、個別療育目標作成前にアンケートを実施し、保護者の要望を聞いています。把握した保護者の要望や子どもの興味、関心等を踏まえて一人ひとりの希望や特性に合わせた療育目標を設定し、活動プログラムを実施しています。個別の課題に沿った個別療育とともに、集団療育としてサーキット運動や、光遊び、季節の製作などの活動をしています。静と動のバランスにも配慮し、子どもを待たせることがないように、活動内容に応じて小グループに分けるなど工夫しています。製作等は同じ内容でも、個々の目標に応じて内容や量を調整しています。自由遊びでは、子どもの興味・関心を広げられるような遊びを取り入れています。週5日通園のクラスでは、クリスマスやハロウィン、豆まきなどの行事を実施し、季節感を感じられるようにしています。週5日クラスでは、運動会や遠足も行い、今年度の遠足の行き先は保護者懇談会で意見交換して決めています。現地に直接行くのが難しい保護者には駅から職員と一緒に同行するなどの配慮もしています。地域のイベントや研修、肢体不自由児向けの運動クラブ、障害児と親のための地域団体などの情報を掲示し、保護者に紹介しています。

<b>【A7】</b> A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
--	---

<コメント>  
 職員は、内部・外部に関わらず積極的に研修等を受講し、スキルアップに努めています。毎週の評価会議には、医師や看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理職、保育士、ソーシャルワーカーなど多職種が参加し、子どもの情報を共有しています。子どもの不適応行動などには保育士が個別対応し、廊下や使っていない保育室でクールダウンしたり、園庭で遊ぶ時間を作ったりと、不適応行動に至らないような環境作りをしています。保育士は、子ども同士の関係性を把握し、グループ分けを工夫して活動の時間をずらしたり、活動人数を調整するなどの配慮をしています。園長は、保護者会の活動に参加し、保護者同士が円滑にコミュニケーションが図れるように努めています。

A-2-(2) 日常的生活支援	第三者評価結果
-----------------	---------

<b>【A8】</b> A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的生活支援を行っている。	a
--	---

<コメント>  
 栄養士は、残食を記録するとともに、クラス担任から子どもの喫食状況を聞き取り、子どもの嗜好を把握しています。献立は、子どもの嗜好に合わせて栄養士が作成した季節の様々な食材を用いたものとなっていて、外部の委託業者がセンター内の厨房で調理しています。季節の行事食など、子どもが食を楽しめるような工夫もしています。普通食の他、刻み食やムースなど特別形態食を用意し、摂食外来の医師の指示に基づき提供しています。「給食フォロー」として理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、栄養士などの専門職が食事の様子を見て咀嚼や摂食状況を評価し、椅子や食具、食形態の調整をするなどしています。食物アレルギーのある子どもには、主治医の意見書の指示に従い、除去食や代替食を提供しています。また、麺が苦手な子どもにはご飯、白いご飯が苦手な子どもにはふりかけを提供するなど、個別の食の嗜好にも対応しています。排泄は個々の子どもの状況に合わせて支援し、お漏らしなどで汚れた場合には、シャワーや清拭をしています。単独通園の子どもには希望により通園バスによる送迎をしています。昨年度からは、看護師が同乗する医療的ケア児の送迎も実施しています。

A-2-(3) 生活環境	第三者評価結果
【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a
<コメント>	
<p>清掃は、共有部分については外部の業者に委託し、保育室や訓練室等は担当職員が清掃・消毒を行っていて、清潔に保たれています。年に複数回、建物全体の清掃業者による定期清掃を行っています。内装は木材を多く使い、窓は大きく日当たりがよく、明るい雰囲気となっています。新型コロナウイルス感染症対策として、空気清浄機、サーキュレーターを設置し、換気を徹底しています。おもちゃや教材は使用後は必ず消毒しています。園庭があり、医療型や親子通園の子どもが主に利用しています。保育室を仕切ってプライベートスペースを確保し、子どもが集中して個別の課題に取り組んだり、落ち着いて過ごすことができるようにしています。必要に応じて廊下や使用していない保育室をクールダウンの場所として用いています。ホールはパーティションで仕切り、小グループで安全に運動遊びを楽しめるように環境構成しています。遅刻や早退の際に利用する出入口までに屋根がないという意見を受けて、雨の日の出入口を検討するなど、保護者の声を安心・安全な環境づくりに反映しています。</p>	
A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a
<コメント>	
<p>外来の小児精神科およびリハビリテーション科医師の指示のもと、一人ひとりの障害の状況や要望等を考慮したりリハビリテーション目標を設定し、子どもの療育課題に応じて心身機能の改善に向けて支援しています。遊びを中心としたいろいろな活動を通して、手の機能や認知面等の発達を促し、日常生活に必要な力をつけられるよう指導や支援をしています。通園では、一人ひとりの特性や能力を引き出すねらいのある個別療育目標を設定し、運動や遊び、創作活動など様々な活動プログラムを策定して支援しています。医療型児童発達支援では水治療室を利用した水治療も行っています。「ひまわりフォロー」として、作業療法士や理学療法士、言語聴覚士、心理職がクラスの活動の様子や全体の流れを観察してアドバイスをしたり、多職種による摂食指導など、各専門職が連携して支援する体制ができています。</p>	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a
<コメント>	
<p>子どもの健康状態は、診療の際の問診や検査を通じて状態を把握するほか、子どもの成長や発達、障害や疾病の状況に応じて定期的健康チェックを行っています。通園では、保育園・幼稚園・こども園に通っていない子どもを対象に、内科検診と歯科検診、身体計測、耳鼻科検診を実施しています。単独通園の子どもは連絡帳を活用し、登園時の状況と家庭での様子について保護者と情報交換しています。登園時に担当が子どもの健康状態を確認するとともに、通園担当の看護師がラウンドして子どもの健康状態の確認をし、職員の相談に応じています。必要に応じて、看護師が保護者面談に同席し、健康面での保護者の相談にのり、アドバイスをしています。医療型児童発達支援では看護師を常時配置し、毎朝健康チェックとバイタルサイン測定をしています。療育中の子どもの体調変化や怪我には、看護師と園長で確認し、必要に応じてセンター内の医師が診察し、緊急対応のフローチャートに沿って対応しています。医療型児童発達支援では、子どもの主治医から子どもの健康状態についての情報を得、連携して適切な対応ができるようにしています。</p>	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a
<コメント>	
<p>医療的な支援の責任者は所長で、医療的ケアの対応方針を明確化し、通園課の看護師が中心となって医療的な支援を実施しています。医療的なケアが必要な子どもは、子どもの主治医の診断書と保護者の記載した医療的ケアに関する同意書を提出してもらい、喀痰吸引や経管栄養、酸素療法、導尿などの医療的ケアを実施しています。単独通園にあたっては、多職種による会議で緊急時対応や、危機管理体制等について検討しています。医療的ケア児やてんかん発作などの慢性疾患がある子どもに対しては、個別の緊急時対応マニュアルを作成し、様々な場面を想定したシミュレーション訓練を実施しています。服薬支援は主治医の診断書を基に実施しています。基礎疾患に関わる薬は、毎回持参してもらって担当が確認して受け取り、看護師が管理しています。非常災害時に備えて3日分の薬の預かりもしています。</p>	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b
<コメント>	
<p>センター基本理念に「横須賀に根ざし、地域とともにある療育を提供します」と掲げ、子どもと保護者が安定した地域生活を送っていけるよう支援しています。週5日クラスでは、年1回遠足に出かけ、子どもの経験値をひろげられるようにしています。近隣の散歩に出かけることもあります。利用者のニーズに合わせて社会資源の活用等の情報提供をしています。外泊や友人との交流の支援等はしていません。通園のクラスでは、おあつまりで着席して話を聞く練習をしたり、簡単なルールを決めて守るなどの就学に向けた取り組みをしています。また、面談等で保護者の思いや悩みを聞き取り、就学に向けての取り組み状況を確認し、意思決定できるようサポートしています。就学説明会で進学についての話をしたり、ピアカウンセリングとして「先輩ママとの座談会」を実施するなどの取り組みもしています。学齢期の子どもとの相談にはソーシャルワーカーと診療部門で対応しています。</p>	

A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	b

<コメント>

地域の様々な社会資源の情報を収集してセンター内に掲示するとともに、利用者のニーズに応じてソーシャルワーカーが情報提供しています。通園では、子どもの8割強が地域の保育園や幼稚園、こども園、他の福祉施設等に通っていて、併行通園先を訪問したり、センターでの様子を見に来てもらったりして連携し、協力しながら子どもと保護者の支援をしています。就学にあたっては、就学先の先生と引き継ぎをしたり、様子を見に来てもらったりし、就学後もソーシャルワーカーが中心となって、個別相談に対応したり、学校訪問してアドバイスをするなどの支援をしています。17歳を迎えた子どもには、希望に応じて相談支援事業所や医療機関につながっています。また、センター利用者が通う学校や保育園、幼稚園へのソーシャルワーカーによる巡回相談、保育園や幼稚園、学校などへの訪問でのコンサルテーション、地域の支援者に向けての療育講演会などを実施し、地域関係機関と連携しています。

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a

<コメント>

センターでは、子どもと保護者が安心して地域生活を送れるように、保護者支援に力を入れています。新規申し込み後には、ソーシャルワーカーが面談に応じ、保護者の不安解消を図っています。早期療育教室、療育教室、親子教室には、保育士だけでなくソーシャルワーカーや看護師、専門職が入り、遊びを通じて状態を評価し、保護者の相談に応じています。また、懇談会を実施し、必要な情報提供や勉強会などを通して養育力を高め、保護者同士が交流できるようにしています。通園では、年3回の個別療育面談、療育参観、クラス懇談会、保護者勉強会などを実施し、保護者の子どもの障害への理解が深まるようにしています。外来を利用している未就学児あるいは学齢児の保護者を対象として「発達障害のあるお子さんへの対応の仕方」などの家族セミナーを年間を通して実施しています。必要に応じて家庭訪問を実施し、環境構成についての助言をするなどの支援もしています。

### A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a

<コメント>

利用開始時にソーシャルワーカーが相談を受け医師の診断を経て、各部門や職種が連携して最適な支援を実施しています。専門職による個別的な発達支援、早期療育教室、療育教室、通園など子どもの状況や保護者のニーズに応じた支援を実施しています。通園では、多職種による評価を基に個別療育目標を設定し、子どもの課題に沿った個別療育とともに、集団での療育プログラムを通して、子どもが人との関わり方や社会性を身につけられるように支援しています。子どもの特性に応じて、集団での活動や簡単なルールのある遊びを取り入れ、集まりなどで人の話を座って聞くなどの経験をし、子どもが自立生活を送るための基礎を築けるようにしています。保護者懇談会などで必要な情報を提供するとともに、保育園や幼稚園、児童発達支援事業所などの関係機関と連携し、必要な支援をしています。

### A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	評価外

<コメント>

--	--

【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	評価外
--	-----

<コメント>

--	--

【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	評価外
--	-----

<コメント>

--